

安芸高田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 16 日

安芸高田市市長 石丸 伸二

安芸高田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

安芸高田市印鑑の登録及び証明に関する条例(平成 16 年条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第 1 条から第 10 条まで (略)</p> <p>(<u>多機能端末機</u>による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第 10 条の 2 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、<u>自らの個人番号カード</u>(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「個人番号法」という。))第 17 条第 1 項第 1 号に規定する個人番号(以下「個人番号」という。)を記載した印鑑登録証明書(以下「印鑑登録証明書」という。)の交付を受けることができる。</p>	<p>第 1 条から第 10 条まで (略)</p> <p>(<u>自動交付機</u>による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第 10 条の 2 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、<u>利用者証明用電子証明書</u>(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(以下「電子署名法」という。))第 10 条第 1 項第 1 号に規定する利用者証明用電子証明書(以下「利用者証明用電子証明書」という。)の交付を受けることができる。</p>

る法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成 14 年法律第 153 号)第 22 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)又は同法第 16 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備(同法第 35 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)を利用して、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、利用者が必要な操作を行うことにより印鑑登録証明書を発行する機能を有するものをいう。)を介して印鑑登録証明書の交付を受けることができる。

第 11 条から第 17 条まで (略)

する法律(平成 14 年法律第 153 号)第 22 条第 1 項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。)が記録された個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)を利用し、自動交付機(市の電子計算組織(市の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子計算組織をいう。)と電気通信回線により接続された専用の端末機又は民間事業者が設置する自動交付機に類する機能を有する端末機で、個人番号カードを使用することにより自動で印鑑登録証明書その他各種証明書を交付するものをいう。)を使用することにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。

第 11 条から第 17 条まで (略)

#### 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。